

適正利用の推進(ソフト)に関する 実態調査結果について

適正利用の推進に関する実態調査(調査結果の全体像)

論点1. 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者について

調査結果の ポイント

- ・ 都道府県等において、障害等級等に応じた利用区分の明示や幅広の区画の利用について車椅子利用者等への適正な配慮を位置づける事例。(p.3参照)
- ・ 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者については、車椅子使用者が運転するか介助者等の運転に同乗するか、さまざまな利用状況等も総合的に勘案しつつ定めることが必要。(p.16参照)
- ・ 駐車区画の確保や当事者の移動手段など地域の実状に応じた定めを可能とすることが必要。(p.9、p.16参照)

論点2. パーキング・パーミット制度の対象者等制度のあり方について

調査結果の ポイント

- ・ パーキング・パーミット制度の制度や利用実態等を整理。(p.4～7参照)
- ・ 制度導入府県市の約8割でダブルスペースによる駐車区画の確保を制度化しているものの、駐車区画の確保が制度上の課題。(p.6～7参照)
- ・ 利用対象者等の全国統一的な考え方を示すべきという意見の一方で、全国的な制度統一は不要又は時期尚早との意見。(p.9参照)
- ・ 利用証交付対象者のほか、制度趣旨の統一や相互利用等の課題への対応が必要。(p.9、p.18参照)

論点3. 駐車区画の確保等について

調査結果の ポイント

- ・ 車椅子利用者用駐車施設への利用集中への対応として幅3.5m未満の区画の確保が進められているものの、区画数の不足が制度の課題。(p.7参照)
- ・ 施設設置管理者等において、設備の導入、人的支援や情報提供等のハード・ソフトにより区画を効率的に利用するための取組事例。(p.14～15参照)

論点4. 不適正駐車対策等制度の実効性確保について

調査結果の ポイント

- ・ 不適正駐車対策がPP制度等の最大の課題であることを踏まえ、都道府県において広報啓発活動等の取組。(p.8参照)
- ・ 施設設置管理者等においては、ソフトの対策として警備員の巡回やポスターによる広報啓発等、ハードの対策としてゲートや鉄柵の設置等の対策を講じている。(p.12~13参照)
- ・ 不適正駐車に対する罰則等の不利益処分については、制度を運用する都道府県等において一定の抑止効果を期待する意見がある一方、制度化にあたっては適正利用の必要性についての理解、管理体制の確保など対策の実効性、不適正駐車に該当する行為の明確化などさまざまな課題。(p.8、p.17参照)

論点5. その他の課題

調査結果の ポイント

- ・ パーキング・パーミット制度の運用に係る行政・施設管理者等の事務負担の軽減等のさまざまな取組の必要性。(p.10参照)
- ・ 海外のパーキング・パーミット制度との連携等についての必要性。(p.18参照)

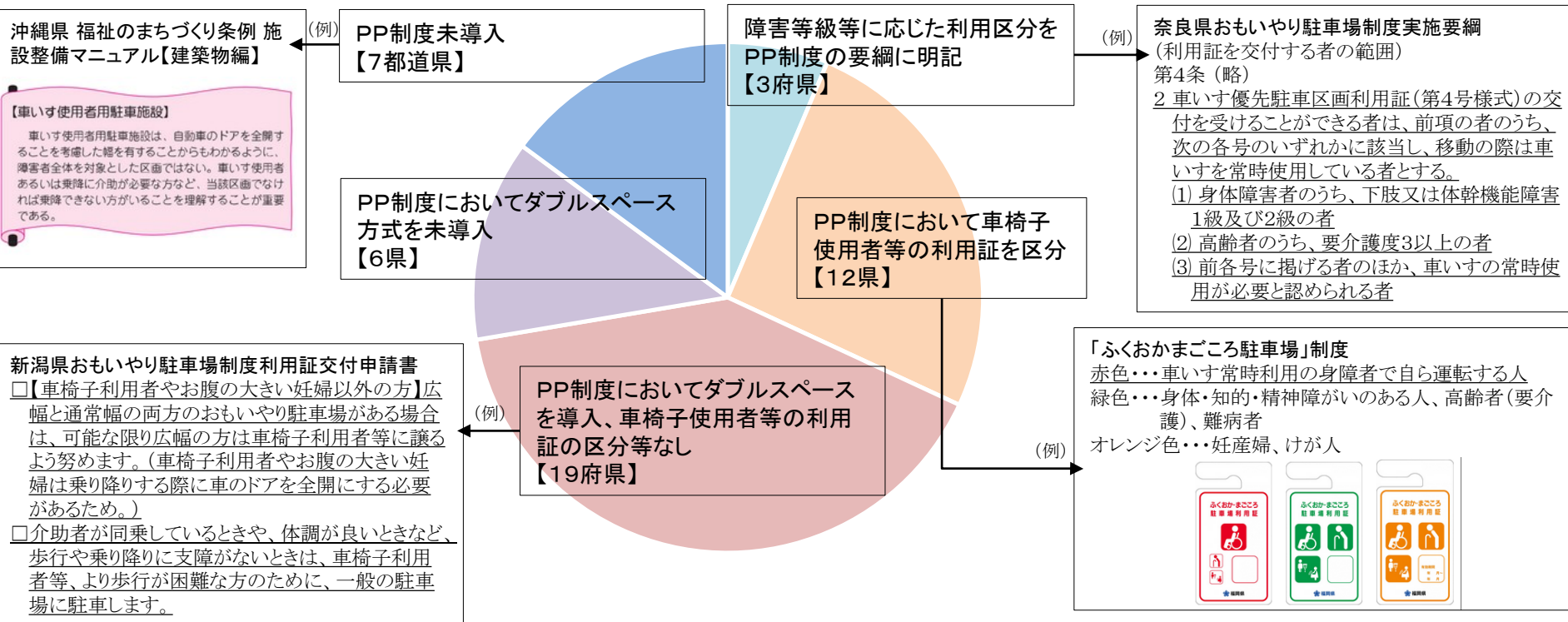
① 都道府県等による制度の運用状況

- 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者について、パーキング・パーミット制度において障害等級等に応じた利用区分を明記する例や利用証の交付にあたり適正な配慮等を求める例がある。
- パーキング・パーミット制度未導入都道県においてもマニュアル等により考え方を記載する例がある。

● 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者等について

- ▶ PP制度において、以下のとおり車椅子使用者用駐車施設の対象者を定める事例がある。
 - ・車椅子使用者用駐車施設の主な利用対象者を障害等級等に応じて明記
 - ・車椅子使用者等について利用証を区分して交付
 - ・利用対象者の区分はないものの利用証交付申請書等において適正な配慮等について記載
- ▶ また、PP制度未導入都道県においても、マニュアル等により車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の考え方を記載する事例がある。

● 都道府県における制度等の現状



① 都道府県等による制度の運用状況

- パーキング・パーミット制度の利用証交付対象者の範囲は妊産婦を中心に拡大傾向。
- 利用証交付対象者数は高齢者が多い一方で、発行実績としては身体障害者等が多く利用。

● 府県のPP制度の利用証交付対象者について

- PP制度を導入する府県の増加とともに、妊産婦を中心に対象範囲が拡大している傾向

身体障害者区分

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	-	-
聴覚障害	-	25(22)	25(22)	-	-	0(1)
音声言語機能障害	-	-	40(37)	-	38(34)	-
肢体不自由						
上肢	40(37)	40(37)	6(5)	6(5)	-	-
下肢	40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	38(35)	38(35)
体幹	40(37)	40(37)	40(37)	-	37(34)	-
脳原性運動機能障害						
上肢機能	40(36)	40(36)	3(2)	3(2)	-	-
移動機能	40(36)	40(36)	40(36)	38(34)	38(33)	38(33)
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害						
心臓機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
腎臓機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
呼吸器機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
膀胱又は直腸機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
小腸機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-	-
肝臓機能障害	40(37)	40(37)	40(37)	36(33)	-	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	40(37)	40(37)	40(37)	38(35)	-	-

高齢者

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	37(34)	4(5)	4

知的障害者

A1	A2	B1	B2	C
40(37)	40(37)	1	1	-

精神障害

1級	2級	3級
36(33)	4(1)	-

難病患者

特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他
30(33)	33(31)	28	3(7)

妊産婦

母子手帳取得～	妊娠7カ月～	～産後3カ月	～産後6カ月	～産後1年	～産後1年半	～産後1年半以上
15(11)	39(26)	40(16)	27(3)	24(11)	7(5)	3(1)

けが人

車椅子・杖使用者等移動配慮者
38(34)

赤字：H30時点より5府県以上増加

青字：H30時点より減少

()内はH30時点の値

※都道府県のみ対象

➢ 利用証の交付の状況

対象者数が多い区分

- 高齢者 66.5万人(対象者の約42%)
- 身体障害者 65.6万人(対象者の約41%)

発行が多い傾向にある区分

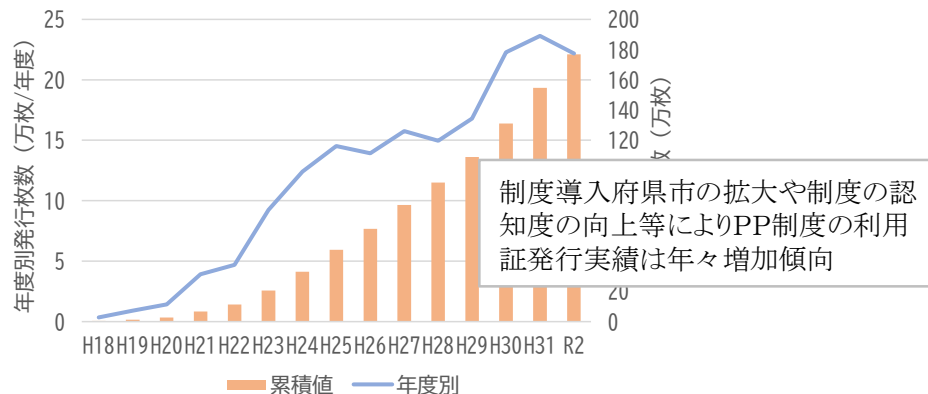
- 身体障害者 利用証発行済みのうち約61%
対象者の約41%※1
- 妊産婦 利用証発行済みのうち約23%

発行が少ない傾向にある区分

- 精神障害 利用証発行済みのうち約0.8%
- けが等 利用証発行済みのうち約2.1%
- 高齢者 対象者の約6%※1

※1 対象者、発行枚数とも把握している15県市の値

➢ 【参考】利用証発行実績(年度別・累計)※2



制度導入府県市の拡大や制度の認知度の向上等によりPP制度の利用証発行実績は年々増加傾向

※2 年次別発行枚数を把握していない県を除く

① 都道府県等による制度の運用状況

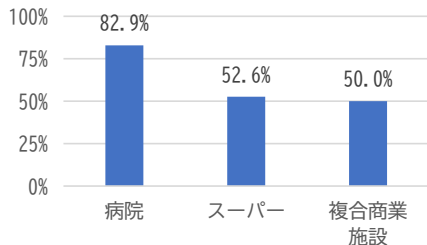
- 神奈川県では利用実態の把握及びパーキング・パーミット制度の効果検証を目的とする調査を実施。
- 一部府県ではパーキング・パーミット制度の運用実態等についての調査を実施。

● 利用実態調査等の実施状況

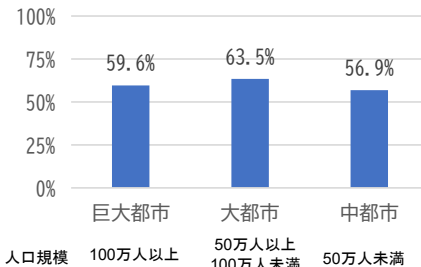
● 神奈川県：車いす使用者用駐車区画の適正利用に関する実態調査結果報告書（平成25年7月）

- ・ 施設類型別では、スーパーとSCは50%前後であったのに対し、病院の稼働率は82.9%と比較的高い結果となった。
- ・ 都市規模別では、いずれも60%前後で大きな差は見られなかった。

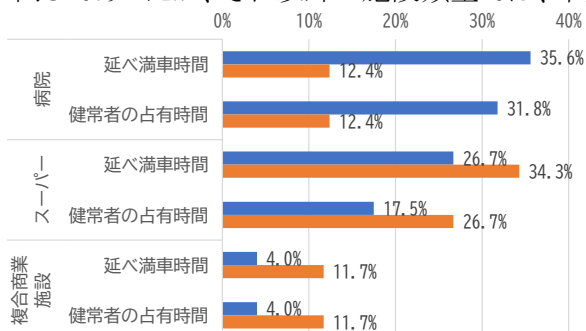
○ 施設類型別



○ 都市規模別



- ・ 本県では、病院における延べ満車時間が比較的長く、SCにおける延べ満車時間が比較的短かった。
- ・ 延べ満車時間に占める健常者の占有時間の割合については、SCでは同じであったが、それ以外の施設類型では、本県が下回っていた



■ 神奈川県 (PP制度未実施) ■ 自治体A/自治体B (PP制度実施)

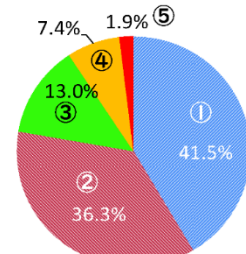
※1日の調査時間
 神奈川県:480時間
 自治体A/B :420時間

● 佐賀県：平成25年利用者アンケート結果

- ・ PP制度導入によって約8割の人が停めやすくなったとする一方で、8割近くの人が不適正利用により駐車できないことがあると回答。

Q 制度開始以前と比べて、身障者用駐車場の利用について

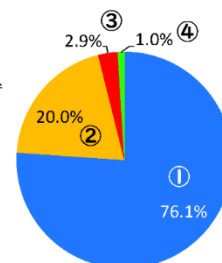
- ① かなりとめやすくなった 237人
- ② 少しとめやすくなった 207人
- ③ 変わらない 74人
- ④ 少しとめにくくなった 42人
- ⑤ かなりとめにくくなった 11人



約8割が停めやすくなったと回答

Q パーキングパーミット制度対象スペースに停められない原因は何ですか。

- ① 利用証の掲示のない車の駐車が多い 156人
- ② 駐車スペースが少ない 41人
- ③ パーキングパーミット制度に協力している協力施設が少ない 6人
- ④ わからない 2人



停められない原因の約8割が不適正駐車

① 都道府県等による制度の運用状況

- パーキング・パーミット制度の導入効果としては不適正利用の減少とともに、公的な利用証交付による対象者の明確化など利用対象者の利用環境の改善がある。
- 不適正利用や駐車区画の不足のほか、車椅子使用者用駐車施設への利用集中の問題、制度の認知度等について制度導入後も依然としてパーキング・パーミット制度の課題となっている。

● パーキング・パーミット制度の導入効果

- (1) 不適正利用の減少【11府県市】
 - ・ 対象区画、対象者の明確化による
- (2) 利用者区分・基準の明確化【6府県市】
 - ・ 市販の車椅子マーク等と違い行政が一定の条件を確認しているため県民の理解が得やすい
- (3) 対象区画の利用環境改善【4府県市】
 - ・ とくに内部障害など外見的には判断がつかず、これまで優先区画等の利用を避けていた人なども使いやすくなった

● パーキング・パーミット制度に残る課題

- (1) 区画の不適正利用・適正な制度運営【27府県市】
 - ・ 健常者による不適正利用の他、対象者の利用証不携帯や期限切れ利用証の使用等が発生
- (2) 対象区画数の不足【10府県市】
 - ・ 利用対象者や利用証発行枚数に対し、対象区画が不足
- (3) 制度内容等に関する認知度【5府県市】
 - ・ 利用証を許可証と誤認する利用者がいる
 - ・ PP制度対象駐車施設と附置義務駐車場の違いが施設管理者等に理解されない
- (4) 対象者増加による利用集中【4府県市】
 - ・ 車椅子使用者以外でも3.5m幅区画の利用が可能になったことなどにより、車椅子使用者の当該区画利用機会が減少

● 課題解消に向けた取組

- (1) 不適正利用への対応【17府県市】
 - [区画の不適正利用への対応例]
 - ・ 定期的な啓発キャンペーンの実施など、引き続き意識啓発に努める
 - ・ チラシ配布やSNSの活用等による認知度向上に向けた広報
 - [利用証の不適正利用への対応例]
 - ・ 有効期間1年未満の利用証をプラスチック製から紙製にし、耐久性を低下させる
- (4) 利用集中への対応【4府県市】
 - ・ 登録施設への区画増設を依頼
 - ・ 未登録施設管理者への協力要請

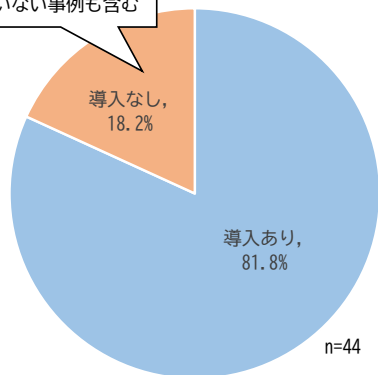
① 都道府県等による制度の運用状況

○ パーキング・パーミット制度を導入する約8割の都道府県等では、官公庁・公共施設や商業施設・医療福祉施設を中心として車椅子使用者用駐車施設以外の区画の確保の取組。

● 車椅子使用者用駐車施設以外の駐車区画の確保について

➢ PP制度を導入する府県市の制度の約8割で幅3.5m未満の区画を対象としたいわゆるダブルスペースを制度化

施設との具体の調整を行っていない事例も含む



■ダブルスペースの導入が困難な理由
(未導入府県及び施設管理者等より)

- ・追加でスペースを確保することが難しい
- ・3.5m以上幅のみで十分な区画を確保可能
→県内でも区画の過不足の実状が大きく異なる
- ・利用環境がより不明確になることを懸念
→案内等による負担の増加 など

⇒一方で・・・
事業者から一般幅の区画を制度の対象とすることについて問合せがあるなどの事情を踏まえると区画設置について施設ごとに柔軟性を設ける、利用対象者を明確化し周知徹底するなどに対応可能との考え方もある

➢ 駐車区画の確保に関する具体的取組

対象施設	取組内容	
全般的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設に対し個別に文書等で協力を依頼 ・チラシ配布 	
施設区別の取組	官公庁・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者(国・都道府県・市町村)担当者へ協力要請 ・ポスター掲示
	民間施設全般	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県のHP、メルマガ、ラジオ等、都道府県事業を利用した普及啓発 ・施設新設時の協力依頼
	医療・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県医師会を通じての協力要請
	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・大店立地法に基づく新設届出等に際して、PP制度への協力要請 ・業界団体等を通じての協力要請
	観光・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者への個別の働きかけ
	銀行・郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を訪問し制度について説明、依頼文書による要請 ・郵便局における制度周知ポスターの掲示要請
	飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・他府県においてPP制度に協力している(自府県内に店舗を有する)企業への協力要請

施設区分	施設数	駐車区画数			
		幅3.5m以上	幅3.5m未満	幅不明	合計
官公庁・公共施設	15,297	18,845	6,583	5,588	31,016
医療・福祉施設	3,373	4,950	1,806	1,437	8,193
大型スーパーマーケット・ホームセンター等	3,861	8,294	2,055	2,434	12,783
観光・宿泊施設	729	874	357	341	1,572
スポーツ施設・公園	1,344	2,883	1,149	257	4,289
銀行・郵便局	2,092	1,406	421	364	2,191
その他商業施設等	1,982	2,853	1,060	865	4,778
コンビニエンスストア・ドラッグストア	2,162	1,248	435	494	2,177
駅・空港・道の駅	359	778	228	62	1,068
駐車場	294	746	256	50	1,052
飲食店	191	194	46	26	266
その他	4,813	9,580	2,129	538	12,247
合計	36,497	52,651	16,525	12,456	81,632

※施設数、駐車区画数の両方を把握している37府県市を対象に集計

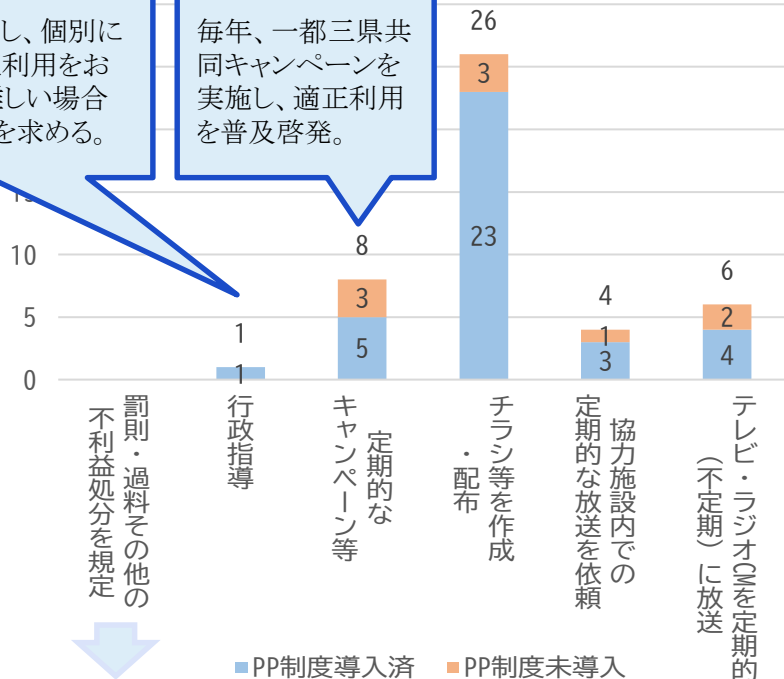
① 都道府県等による制度の運用状況

- 都道府県等では車椅子使用者用駐車施設の適正利用等について広報啓発活動の取組が主。
- 罰則等については不適正利用に対する一定の抑止効果を期待する意見がある一方で、実効性の確保や制度の認知度等の観点から否定的な意見が多い。

● 都道府県等における不適正駐車対策等に関する取組状況等

悪質な利用者に対し、個別に電話や文書で適正利用をお願いし、それでも難しい場合は、利用証の返納を求める。

毎年、一都三県共同キャンペーンを実施し、適正利用を普及啓発。



具体的な取組内容

- 広報紙、公式Twitter、新聞（県政情報欄）、障がい者社会参加推進センター機関紙等を通じた制度周知
- 免許センターで免許更新時に配布される運転者必携への掲載
- 協力施設による指導、案内表示、適正利用の周知や、協力施設へ配布するマニュアルで不適正利用防止の取組方法の情報を共有
- 利用証裏面に申請者以外での利用はできない旨を記載
- 利用証交付手続きにおいて交付対象者であることの確認及び留意事項の説明の徹底
- 利用証交付時やイベント等でチラシを配布し、適正利用を呼び掛け
- 国からポスターやチラシの資料提供があった場合、市町村等へ配布
- ホームページでの広報や不適正駐車対策のマニュアル、チラシを掲載し、施設管理者に活用を促す
- 利用証の適正利用について利用者や施設設置管理者等に周知

罰則・過料その他の不利益処分を科すことについて

肯定的意見の例

- ・ 全国統一の基準の下、罰則・過料その他の不利益処分が導入されれば、不適正利用の防止に一定の効果があると考えられる。

慎重意見の例

- ・ 不適正利用に対し罰則や過料などを設けることにより、不適正利用の抑制が可能となるが、不適正利用の取締体制・監視体制づくりや罰則を科す不適正利用の判断基準など検討すべき課題がある。
- ・ 本制度の周知が足りていない部分があるため、罰則・過料その他の不利益処分を導入するには早いと考える。

否定的意見の例

- ・ 例えば一時的なけがの方や、これから利用証を取得する方も想定される。利用証がなくても駐車する場合があるため、罰則・過料その他の不利益処分の導入は適切ではない。
- ・ 不利益処分を導入するためには、制度の利用対象者すべてに利用証を交付することや、対象から外れた際に速やかに利用証を返却していただく必要が考えられ、手続き等の負担も考慮すると多くの課題がある。（後略）
- ・ 制度を知らずに駐車している場合もあり、制度の認知度向上を図ることを優先とする。罰則等を設けた場合に取締方法や協力施設イメージの影響等、課題が残る。

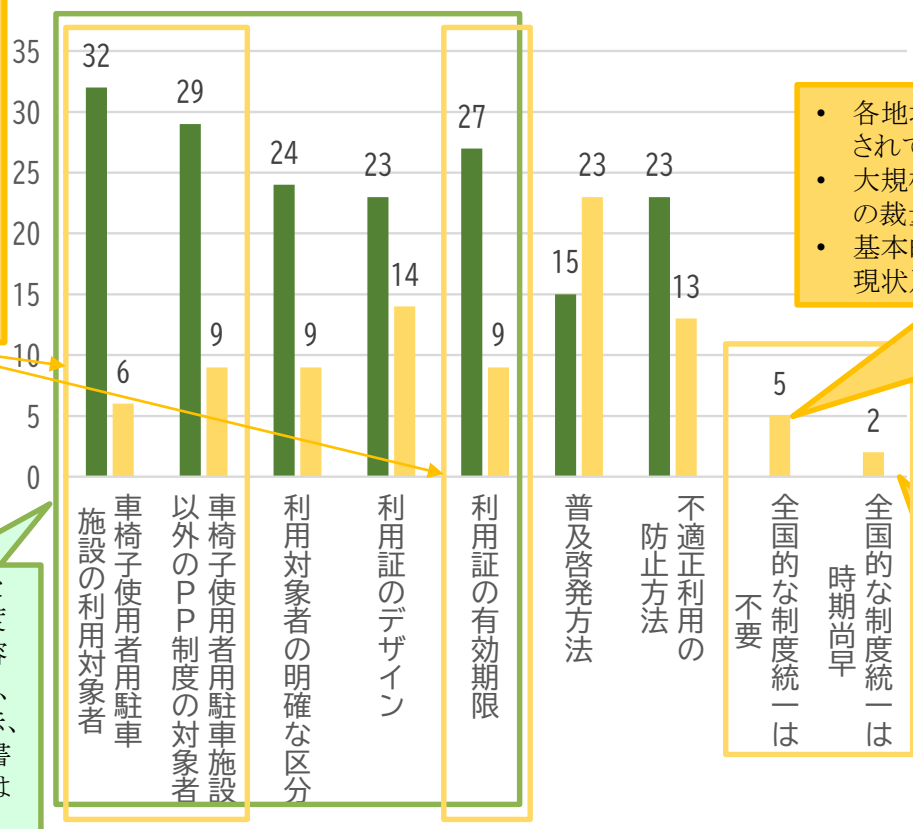
① 都道府県等による制度の運用状況

- 車椅子利用者用駐車施設やパーキング・パーミット制度の対象者等について全国統一的な考え方を整理すべきとの意見が多い一方で、対象者等について地域の判断に委ねるべきとの意見もある。
- 駐車区画の確保状況や当事者の移動手段等の地域特性により判断するなど地域の実状も反映した制度であるべきとの意見のほか、全国的な制度統一は不要又は時期尚早であるとの意見もある。

● 全国的に制度を統一すべき内容／地域の実状に委ねるべき内容についての意見

対象者の範囲（例：障害者等級）や有効期間（例：産前・産後の利用期間）については協力施設数や駐車区画数を踏まえ各自治体の判断に委ねることが適当

全国統一制度とするならPP制度の基本的な内容（対象者の要件、事務手続き方法、医師診断書の書式・診断料等）は統一すべき



- 各地域が導入を判断し、制度設計や運用は地域の実情に応じてなされており、現時点で制度統一によるメリットがない。
- 大規模都市圏と地方との対応はそれぞれ異なり、この間各都道府県の裁量で制度化してきている。
- 基本的な「自治体間で利用証の相互使用可能」の意思統一のみで現状及び将来的に不便が想定されない。

- 不適正利用を抑制するためには、制度対象者、施設管理者、その他一般の方々が制度への理解を深める事が必要であり、そのためには全国統一の制度とした方が効果的だと思われる。
- 一方で、制度を運用する上では、駐車場の設置状況や当事者の移動手段など、地域特性を考慮する必要もあることから、利用対象者については、全国的な統一の基準・指針のもとで、地域特性により判断できる制度が望ましいものとする。

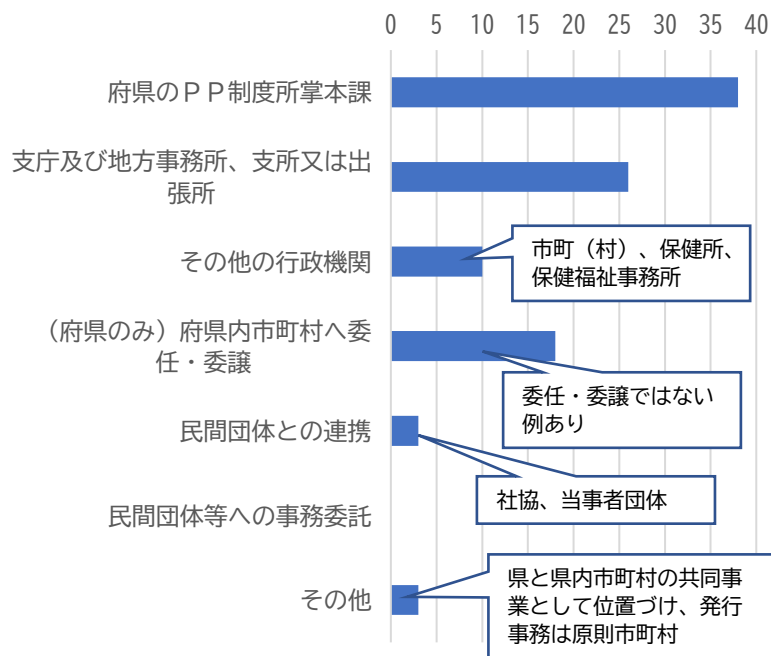
■ 統一化すべき ■ 地域の実情に委ねるべき

① 都道府県等による制度の運用状況

○ 行政や施設管理者の事務負担の軽減等の観点から都道府県等における制度上の工夫がある。

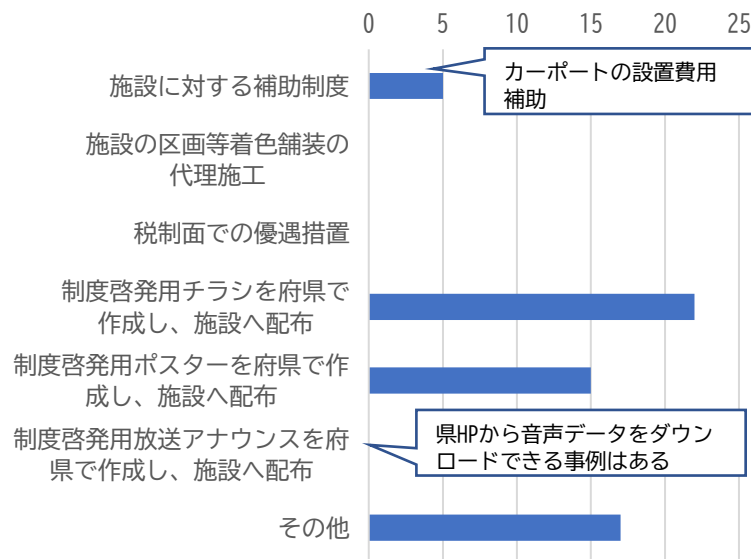
● 事務手続きの実施機関

- 府県の所掌本課での実施が最も多いが、市町村や多様な機関等と事務手続を連携する例がある。
- 市町村で事務手続を実施する場合について、全ての市町村へ委任等する例、協定を締結した市町村で実施する例等多様な協力体制のあり方がある。
- 民間団体等へ委託する例はないものの、社会福祉協議会や当事者団体と連携する例もある。
- 府県と府県内市町村との共同事業として実施し、例えば利用証の発行を原則市町村の事務とする例もある。



● 施設管理者の負担軽減に向けた取組み

- ポスター、チラシの作成・配布を市町村が実施する例が多い。
- 施設に対する補助制度を設ける例もある。
- その他、区画表示やステッカー等の案内表示、コーンやコーンカバー等、駐車場周辺に掲示する表示等を施設管理者等に提供するなど多様な負担軽減の取組例がある。



● PP制度に対するその他意見

- PP制度の推進には、制度により課題解決が図られるのかという観点から事務負担や費用対効果も含めた検討が必要
- 「車椅子利用者用駐車施設」＝「PP制度」と一般的に認知されている部分がある。PP制度を全国統一にするなら車椅子利用者用駐車施設との統一も必要

②施設設置管理者等による取組事例

- 商業施設、公共交通施設、医療・福祉施設、高速道路(休憩施設)(21施設)を対象として、ソフト・ハードの不適正駐車対策、効率的な駐車区画の利用の取組事例について調査。
- 不適正駐車対策として、ソフトの対策として警備員の巡回やポスターによる広報啓発等の取組事例、ハードの対策としてゲートや鉄柵の設置等の取組事例がある。
- 駐車区画の効率的な利用として、空き状況表示等の取組事例がある。
- その他、適正利用の推進の観点から、SNSの利用による広報啓発等の取組事例がある。

	取組内容例	具体事例
不適正駐車対策 (ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ○車室用のカメラを設置し、利用状況を管理する取組 ○不適正駐車車両に対する注意喚起 	空港施設 商業施設等
不適正駐車対策 (ハード)	<ul style="list-style-type: none"> ○車両感知式アナウンス機器の設置し、注意喚起を促す取組 ○優先駐車場を別区画とし、ゲートを設置し、不適正駐車を防止する取組 ○車室入り口にガードパイプを設置し、不適正駐車を防止する取組 	商業施設等 イオンモール(商業施設) 空港施設
駐車区画の効率的な利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ○当該駐車区画が満車時に他区画へ誘導する取組 ○駐車場入り口での満空状況表示 ○誘導灯による空き車室への誘導 	商業施設等 イオンモール(商業施設) サンシャインシティ(商業施設)
その他適正利用の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○SNSを活用した広報啓発活動 ○予約車両専用駐車場の設置 ○車椅子用駐車区画と別で優先区画を設置 	NEXCO東日本(休憩施設) 空港施設 サンシャインシティ(商業施設)

※ 今後、障害当事者より利用しやすいとのご意見のあった施設での取組事例等についてさらなる事例収集等を予定

【不適正駐車対策に関するソフの取組事例】

- 車室用のカメラや警備員の巡回等による注意喚起により不適正駐車を防止する取組事例。
- 障壁等を設けず、施設の実状を踏まえ、必要な不適正駐車対策を講じることで、車椅子使用者用駐車施設の円滑な利用環境を確保と両立した、不適正利用防止の効果が期待される。

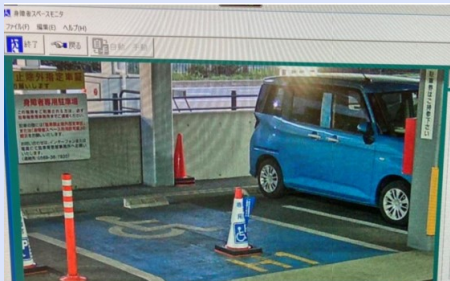
■車室用のカメラを設置し、利用状況を管理する取組

取組概要

駐車場内にカメラを設置し、駐車場の利用状況を常時管理する取組。車椅子使用者用駐車施設を含む駐車場全体の状況を管理棟から把握できる。

効果

駐車時に不適正利用を確認できるため、その場で係員により他の一般区画へ誘導するなど迅速な対応が可能。
また、必要に応じてコーンの撤去を行うなど、車椅子使用者用駐車施設の円滑な利用にも適切に対応。



■警備員巡回による不適正駐車車両に対する注意喚起

取組概要

警備員の巡回により、パーキングパーミット制度の利用証や車いすマーク等の掲示をしていない車両に対し、注意喚起や館内アナウンスにより、車両の移動を求める取組。
車椅子マーク等を付けた車両が来館した際に、チケット発券ゲートで係員が確認し、駐車場内の係員に無線で連絡するとともに、当該駐車区画の利用意向を確認し、その区画まで案内する施設やカラーコーンの設置、インターホンとの連携などその他の取組と組み合わせられて実施されていることが多い。

効果

不適正利用に対する注意喚起、満車時における空き区画への誘導など利用状況に応じた対応が可能。警備員や管理室への円滑な連絡手段の確保等が必要となる。

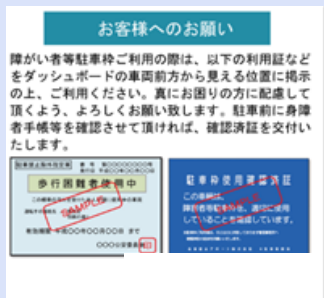
■不適正利用の可能性のある車両へチラシを挟み注意喚起

取組概要

利用証等の掲出がない車両を発見した場合に、車椅子使用者等のための区画である旨を記載したチラシを、ワイパーに挟み注意喚起する取組。

効果

悪意のない不適正駐車に対し、注意喚起をすることで、今後の不適正利用を減らす効果が期待できる。



■利用者対象者に対し、フロントガラス掲示用に独自の

利用証を交付

取組概要

車椅子使用者用駐車施設を利用する方に施設独自の利用証を交付することで不適正利用の判別を容易にし、適正利用を推進する取組。

効果

パーキング・パーミット制度未導入の地域においても適正利用の推進のため取り組まれている例がある。



【不適正駐車対策に関するハードの取組事例】

- 区画の入口にゲートやガードパイプを設置することで、不適正駐車を防止する取組事例。
- 予め登録された車両のみが利用できるため、多くの人々が利用する施設でも高い実効性が期待される。

■鉄柵の設置による不適正利用の防止

取組概要

車椅子使用者等用駐車施設の前に鉄柵を設けることで、不適正駐車を防止する事例。利用の際には、駐車場入口に設置するインターホンで係員に連絡し対応。

効果

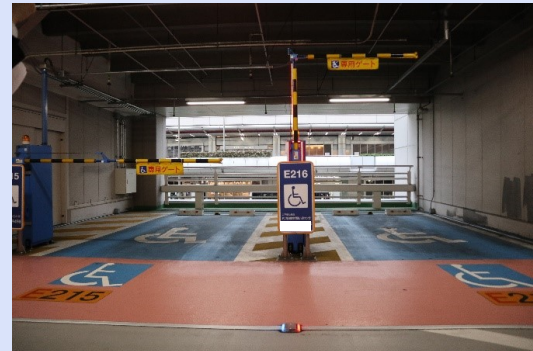
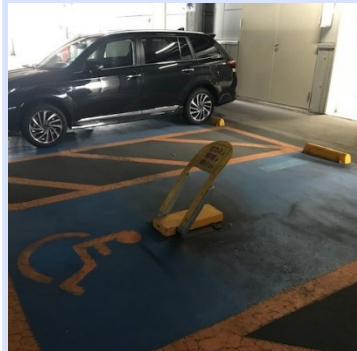
鉄柵には鍵があり不適正駐車対策としての実効性を確保。係員が開錠の際に利用者と接するため、虚偽による不適正利用も抑止できる効果。



■機械式フラップ等の設置による不適正駐車対策

取組概要

車室内に機械式フラップを設け、不適正駐車を防止している事例。利用者には通常時はフラップを設けていない区画を案内するが、満車の場合にこれ以外の幅の広い区画を確保している。利用の際には、車室近くのインターホンから係員に連絡し、遠隔でフラップを下げて利用。この他、車室ごとにゲートを設け、オペレーターがカメラで使用者の身障者手帳等を確認し、開閉を行うなどの事例もある。



■機械式ゲートの設置による不適正駐車対策

取組概要

対象となる区画の入り口に、機械式ゲートを設置する取組。車番認証によりゲートが開閉する仕組みとなっており、事前に登録された車両のみが駐車可能。

効果

予め登録された車両のみが入庫可能であるため不適正駐車対策としての実効性を確保。



■車両感知式アナウンス機器の設置

取組概要

車椅子使用者用駐車施設の駐車を感知し障害者等用の区画であることをアナウンスする取組。センサー機器を区画の入口に設置。

効果

駐車の際に優先区画であることを知らせることで悪意のない不適正利用を抑止する効果。

②施設設置管理者等による取組事例(効率的な駐車区画の利用)

【効率的な駐車区画の利用に関する取組事例】

- 設備の導入や人的支援等により、必要な方向けのスペースを効率的に確保するための取組事例。
- 車椅子使用者用駐車施設等の効率的な利用や人的支援による一般区画での対応等を含め、限られた駐車区画でより多くの方が利用できるよう工夫された取組が実施されている。

■管理室との円滑な連絡手段を確保し、当該駐車区画が満車時に他区画へ誘導する取組

取組概要

駐車区画近辺に店舗管理室と通話できるインターホンを設置しており、車椅子使用者用駐車施設が満車の際などに、管理室に依頼することで、誘導員が一般区画の端や少し広めの一般区画へ案内する事例。

効果

車椅子使用者用駐車施設に限られる中、一般区画も含めソフトでの対応を行うことで、より多くの必要な方が駐車できる効果。

また、不適正駐車連絡も迅速に行えるため、状況に応じて館内放送で移動をお願いするアナウンスを実施するなど不適正駐車対策としての効果。



■駐車区画の空き状況を表示し効率的に使用する事例

取組概要

数か所に分かれて設置されている車椅子使用者用駐車施設の空き状況を分かりやすく案内する取組事例。

駐車場の入り口に設置された配置図で案内する事例、車室近くに設置されたLEDの点灯状況で案内する事例、駐車場入口のインターホンで空き状況とそこまでの案内を行う事例など多様な対応が行われている。

効果

限られた区画を効率的に利用するとともに案内表示による利用環境改善の効果。



LED照明による満空表示



駐車場入口にインターホンを設置している事例
駐車場入口での満空状況表示

■離れた場所にも区画を確保する取組

取組概要

近接する箇所に車椅子使用者用の駐車区画を設ける他に、少し離れた個所にも複数の施設が共用して追加の区画を設けている事例

効果

普段は近接の区画を利用しつつ、利用できない場合には離れた区画も活用することができ、効率的に区画を利用できる効果。

■複数施設での相互利用ができるようにする取組

取組概要

複数の隣接する施設で、駐車区画を相互に利用できるようにする取組事例。

効果

イベントの際など大勢の利用者が集まり区画が不足するおそれのある場合、周辺施設の区画も利用することで効率的な対応が可能

②施設設置管理者等による取組事例

【適正利用の広報啓発等の取組事例】

- ポスターの作成やSNSを通じた広報啓発
- 効果的な啓発活動が行えるよう工夫された事例

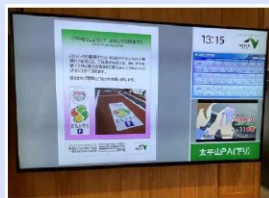
■ポスター・デジタルサイネージ等による広報啓発

取組概要

施設入口やトイレ等にオリジナルポスターの掲示やデジタルサイネージを用いて施設の実状に応じた車椅子使用者用駐車施設等の適正利用のための普及啓発を行う取組事例。



オリジナルポスターの作成・掲示例



デジタルサイネージの活用

■SNSを活用した広報啓発活動

取組概要

施設独自で新たに設置した優先区画についてSNSを通じて広報啓発を行う事例。積極的な情報発信によって、優先的に利用できるよう広報啓発を行っている。



■車椅子使用者用駐車施設の看板を工夫した事例

取組概要

駐車場の標識を無機質なシンボルマークから地元住民の写真+コメントのような形に変えることで、普及啓発を行う取組事例。

効果

シンボルマークだけの掲示より、不適正駐車が増える効果が検証されている。



【区画の確保に関する取組事例】

- 区画の確保の方法等を工夫する取組事例
- 利用者にとっての利用環境改善の効果

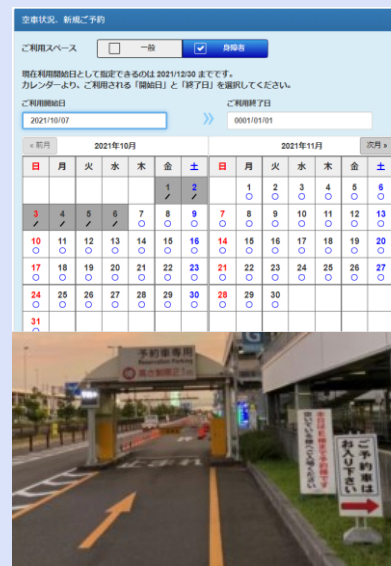
■予約車両専用駐車場の設置

取組概要

予約者専用駐車場を設置している事例。HPから駐車場の予約をできるようにしており、車椅子使用者用駐車施設を利用する際は、予約時に身障者にチェックを入れる。区画にはカラーコーンが設置されており、利用時にはインターホンから係員に連絡することで利用可能。

効果

混雑時期でも安心して利用することができ対象者にとって利用環境改善の効果。



■車椅子使用者用駐車施設と別で優先区画を設置

取組概要

幅の広い車椅子使用者用駐車施設と別で、高齢者や妊産婦の方が利用できる優先区画を設置する取組事例。

効果

優先的な駐車区画の利用が必要な方の利用の分散により、駐車施設の利用環境の改善の効果。



【考え方(主なご意見等)】

- 車椅子使用者が運転するか介助者等の運転に同乗するか以外にもさまざまな利用のニーズが想定されるため、当事者のニーズを丁寧に整理しつつ検討することが必要。
- 車椅子使用者用駐車施設の利用実態は地域差による部分が多いことから、一定程度地域の実状を反映することも念頭に利用対象者を定めることが必要。
- 乗降に幅の広い区画を必要とするかは、自ら運転する車椅子使用者等を基本としつつ、障害の程度以外にさまざまな利用状況等も総合的に勘案して必要性を判断すべき。

■車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化にあたって留意すべき視点

駐車施設の利用の視点

- 車椅子使用者自身が運転する場合と介助者等の運転に同乗する場合とを明確に区分して整理する必要。
- 介助者が運転する車椅子使用者の場合には、実際の利用の仕方を良く検証しつつ、どのような場合に(単に不便ではなく)幅が広い駐車区画の利用が必要となるかの整理が必要。
- 妊産婦・ベビーカーは欧米では制度の対象外とすることが一般的。一方、国内ではこのような対象者の専用区画を(車椅子使用者用駐車施設とは別に)確保する事例もある。

制度化にあたっての視点

- 利用実態に地域差が大きく、配慮すべき利用対象者以外に地域の実状も一定程度反映できる制度が望ましい。
- 都市部であらゆる利用対象者のニーズに応える区画数を確保できないのは明らかなので、都市部ではまずは対象者を限定して制度化を検討することが現実的。
- 幅3.5mの区画の利用対象者を明確化するとともに、例えば、
 - ・ 幅は必要ないが出入口に近い区画や出入口までの安全な経路が必要
 - ・ 遠くても幅が広い区画が必要
 - ・ 運転席側(片側)に乗降スペースが確保されていることが必要
 といったさまざまなニーズを丁寧に確認しつつ対応のあり方を検討すべき。

車椅子使用者等の乗降の視点

- 車椅子使用者で、かつ移乗が必要な方として、自ら運転する(移乗が必要な)車椅子使用者と最も支援が必要な(乗降に困難を来すことの多い)同乗者への対応を基本とすることが適当。
- 使用する福祉機器、外出時の事前準備の有無等によっても必要性が異なるので、障害の程度と車椅子の使用状況、使用する福祉機器等を総合的に勘案して必要な方を利用対象者とすることが現実的。
- 明らかに乗降に支障のある(運転者ではない)車椅子常時使用者を利用対象としてと思われる制度もあるが、車椅子使用の常時性や障害の程度だけで一律に幅広の区画を必要とする方を特定できる訳ではない。

【考え方(主なご意見等)】

- 不適正駐車対策として罰則等の導入を検討する上で、まずはさまざまな関係者から、車椅子利用者用駐車施設の適正利用の必要性について十分な理解を得ることが重要。
- 罰則等を導入する場合は、管理体制の確保など対策の実効性を確保することや、目的と手段のバランスをとること等が前提。
- どのような対象者のどのような駐車区画におけるどのような行為を不適正駐車と捉え当該行為への該当性を誰かどのように判断するか等について明確化することが不可欠。

■ 不適正駐車対策としての罰則等の導入にあたっての課題の全体像

制度化の前提

適正利用の必要性についての理解

- 不適正利用について罰則等を科す法的合理性があるかどうか。
- 不適正駐車対策の必要性について広く理解を浸透するための広報啓発や意識の醸成が必要。
- 不適正利用により駐車できないという課題の生じる蓋然性がどの程度か。
- 地方公共団体や施設設置管理者等の関与のあり方について整理が必要。

(考慮すべき要素)

- 地方公共団体や施設設置管理者等による不適正駐車対策の効果
- 他の社会における行為や他法令とのバランスの問題
- 協力施設における施設イメージへの影響

制度化にあたっての具体的課題

罰則等の対象

- 利用対象者(例外的又は一時的な使用を含む。)の客観的基準による明確化が必要。
- 不適正駐車に該当する行為を客観的基準により明確化(故意性、悪質性、高齢者が無過失で駐車する場合が多い)することが必要。

罰則等の実効性

- 適正利用の義務違反(車椅子利用者用駐車施設の利用状況の確認等)を誰がどのように判断するか整理が必要。
- 公共施設以外の私有地において不適正駐車対策を実施する場合には、施設管理権(財産権)との関係の整理が必要。

施設設置管理者等の対応

- 施設設置管理者等が不適正駐車への対応を行うべき必然性があるか。
- 仮に不適正駐車対策を発見した場合に管理者がどのような措置を講じることができるか。
- 法令に基づく設置義務の対象となる区画とこれ以外の区画の客観的区分が必要。

③有識者のご意見(パーキング・パーミット制度等について)

【その他の主なご意見】

■パーキング・パーミット制度

- パーキング・パーミット制度の意義(優先的利用ではなく利用ニーズに対応する制度であるべき)について
- 海外におけるパーキング・パーミット制度との相互利用(利用証デザインの統一等)について
- 欧米におけるパーキング・パーミット制度との意識の差(意識啓発の必要性)について
- 駐車禁止除外指定車標章制度との連携について
- 「思いやり駐車場制度」等の制度名称について
- 制度の全国一律化の必要性(利用者や施設管理者等における意識の統一)について

■不適正駐車対策

- 高齢者等による認識不足に基づく不適正駐車について
- 普及啓発におけるさまざまな工夫等を通じた不適正駐車対策の実効性確保について

■その他

- ソフトの対応も含めた駐車施設の利用にあたってのバリアフリー情報等の提供の充実について
- 駐車後の乗降前後の移動経路における屋根の設置について
- 周辺設備も含めた細かな困りごとへの対応の必要性について